

特許	判決年月日	令和7年1月30日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和6年(行コ)第10006号		
○ 特許協力条約に基づく国際出願をした上、出願に係る国内手続において、特許法184条の5第1項所定の国内書面として、発明者の氏名欄に「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載した国内書面を提出した控訴人（1審原告）の国際出願を却下した処分について、同処分は違法であるとしてその取消しを求める請求を棄却した事例。				

(事件類型) 出願却下処分取消 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 特許法184条の5第1項2号、3項、29条1項柱書、2条

(関連する権利番号等) 特願2020-543051

(原判決) 東京地方裁判所令和5年(行ウ)第5001号

判 決 要 旨

1 争点(1) (特許権により保護される「発明」は自然人によってなされたものに限られるか) について

(1) 特許権は、特許法により創設され、付与される権利であり、特許を受ける権利もまた、同法により創設され、付与される権利である。

そして、特許法上、「特許を受ける権利」の発生及びその原始帰属者について定めた規定は、「産業上利用することができる発明をした者は、…その発明について特許を受けることができる。」と規定する同法29条1項柱書、及び従業者等の自然人がした職務発明について、一定の場合に使用者に特許を受ける権利が原始的に帰属する例外を定める同法35条3項以外には存在しないから、特許法上、「特許を受ける権利」は、自然人が発明者である場合にのみ発生する権利である。

また、特許出願等の手続においても発明者が自然人であることが前提とされており、同法に定める「特許を受ける権利」以外の権利に基づき特許を付与するための手続を定めた規定や、自然人以外の者が発明者になることを前提として特許を付与するための手続を定めた規定もない。

したがって、特許法に基づき特許を受けることができる「発明」は、自然人が発明者となるものに限られると解するのが相当である。

すなわち、現行特許法は、自然人が発明者である発明について特許を受ける権利を認め、特許を付与するための手続を定めているにすぎないから、人工知能(AI)が自律的にした発明(AI発明)については、同法に基づき特許を付与することはできない。

(2) 控訴人は、特許法の制定当時、AI発明という概念やこれに伴う法律問題は

存在しなかったから、特許法がA I 発明に関する規定を設けていないことは、A I 発明の保護を一律に否定する理由にはならないと主張し、また、産業の発達に寄与するという特許法の目的に照らし、A I 発明の保護をできる限り認めるよう解釈運用すべきである等主張する。

しかし、特許権は「発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」ことを目的とする特許法に基づいて付与されるものであり、その制度設計は、国際協調の側面も含め、一国の産業政策の観点から議論されるべき問題である。A I 発明に特許権を付与するか否かは、発明者が自然人であることを前提とする現在の特許権と同内容の権利とすべきかを含め、A I 発明が社会に及ぼすさまざまな影響についての広汎かつ慎重な議論を踏まえた、立法化のための議論が必要な問題であって、現行法の解釈論によって対応することは困難である。控訴人が主張する、発明者を自然人に限定した場合の弊害等も、これらの立法政策についての議論の中で検討されるべき問題であり、単純にA I 発明を現行制度の特許権の対象とするような法解釈をすることが、直ちに「発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」ことにつながるということとはできない。

2 争点(2) (国際特許出願に係る国内手続において、国内書面の「発明者の氏名」は必要的記載事項であるか) について

(1) 国際特許出願の国内手続に関して規定する特許法の条文から、国内書面において「発明者の氏名」が必要的記載事項として規定されていることは明らかである。

(2) 控訴人は、A I 発明の出願において、発明者の氏名は必要的記載事項ではないと主張する。

しかし、控訴人の主張は、権利能力のない存在が行ったA I 発明について、特許法上、特許を付与することができることを前提とするものであって、この前提において誤っているから、採用することができない。

(3) 控訴人は、A I 発明の出願において発明者の氏名を必要的記載事項とした場合、発明者でない自然人を発明者として記載した出願の増加を招く問題点がある旨主張し、さらに、このような冒認出願に係るA I 発明の特許は、冒認を理由とする無効審判の請求権者である利害関係人が存在せず、無効とならない問題点がある旨主張する。

これらの問題は、A I 発明の存在を前提としていない現行法の問題点の一つといえるが、発明者の氏名欄の記載を必要的記載事項でないと解すれば解決するものではなく、前記のとおり、A I 発明に関する立法政策の議論の中で検討されるべき問題であって、現行法の解釈として、発明者の氏名欄の記載が必要的記載事項であることを否定する根拠にはならない。

以 上